



# 離婚したときの手續

- ◇ 離婚したときの区役所での主な手續のご案内です。
- ◇ 各手續の詳細については、担当窓口にお問い合わせください。

平成 29 年 5 月更新

神奈川県 神奈川区役所

手續が必要な場合	手續	手續に必要なもの	担当窓口
離婚届を提出する	離婚届(協議離婚) ▽届出書には、成年の証人 2人の署名・押印が必要です	<input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(本籍地が横浜市の方は必要ありません) <input type="checkbox"/> 夫・妻双方の印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 本人確認資料(運転免許証など)	別館 1 階 107 番 戸籍課戸籍担当 411-7031
	離婚届 (調停離婚又は裁判離婚)	<input type="checkbox"/> 離婚届 <input type="checkbox"/> 調停證書の謄本(調停離婚)または 裁判の謄本及び確定証明書(裁判離婚) <input type="checkbox"/> 申し立てを行った夫又は妻の印鑑(朱肉使用)	
	申し立てを行った夫又は妻が、和解・調停成立、認諾又は裁判確定の日から10 日以内に離婚届を提出してください。		
離婚後も姓を変えず、結婚中の 姓を使いたい場合	離婚の際に称していた氏を 称する届 離婚と同時に又は、離婚の日から3か月以内に提出してください。	<input type="checkbox"/> 離婚の際に称していた氏を称する届 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(本籍地が横浜市の方は必要ありません) <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用)	
離婚に伴って住所を移動する場合は、「引っ越しの手續」をご覧ください。			別館 1 階 103 番 戸籍課登録担当 411-7034
離婚した夫婦の 住民票を別世帯にする	住民異動届(世帯分離)	<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料*1	
離婚により氏名変更した場合	手續	手續に必要なもの	担当窓口
氏名変更前の旧姓で印鑑登録を している(姓ではなく名だけの印 鑑で登録していた場合を除く)	印鑑登録は自動的に抹消されます。新しい印鑑で登録するには新たに印鑑登 録申請が必要です。詳細はお問い合わせください。		別館 1 階 103 番 戸籍課登録担当 411-7034
住民基本台帳カードまたはマイ ナンバー(個人番号)カードを 持っている	住民基本台帳カードまたは マイナンバーカードの記載 事項変更	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード ☆4桁の暗証番号の <input type="checkbox"/> マイナンバーカード 入力が必要です。	
マイナンバーの通知カードを 持っている	通知カードの記載事項変更	<input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認資料	
電子証明書の発行を受けてい る	これまでの電子証明書は失効します。 改めて電子証明書の発行申請をする場合はお問い合わせください。		
国民年金に加入している (まだ受給していない)	氏名変更届	<input type="checkbox"/> 年金手帳	別館 1 階 153 番 保険年金課 国民年金係 411-7121
国民年金を受給している	年金事務所に届け出てください(年金受給権者氏名変更届)		鶴見年金事務所 521-2641
右欄の被保険者証、手帳、受給 者証等を持っている場合には、 氏名変更届がそれぞれ必要で す。	横浜市国民健康保険被保険者証、介護保険被保険者証		別館 1 階 151 番 保険年金課保険係 411-7124
	後期高齢者医療被保険者証、重度障害者医療証		別館 1 階 152 番 保険年金課給付担当 411-7126
	身体障害者手帳、療育手帳 自立支援医療受給者証(更生医療/育成医療)、 特定医療費(指定難病)医療受給者証 ▽小児特定疾患医療給付支給決定通知書は別館 3 階 304 番こども家庭支援課 411-7112		別館 3 階 301 番 高齢・障害支援課 411-7097
	精神保健福祉手帳、自立支援医療受給者証(精神通院医療)		別館 3 階 301 番 高齢・障害支援課 411-7115
医師、看護師、薬剤師、調理師 等の免許証を持っている	籍訂正・免許証書換交付申請、 名簿訂正申請	お問い合わせください	本館 2 階 204 番 生活衛生課食品衛生係 411-7142
犬を飼っている	飼い犬の登録事項変更届	▽必要な持ち物はありません。	本館 2 階 205 番 生活衛生課環境衛生係 411-7143
125cc以下のバイクを持っている	原動機付自転車登録変更 (氏名変更)の届出	<input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認資料(運転免許証など)	本館 3 階 324 番 税務課 411-7049
離婚により扶養関係に変更がある場合	手續	手續に必要なもの	担当窓口
厚生年金加入者の被扶養配偶者(3号) であった方	国民年金被保険者資格取 得・異動届(申出書)	<input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 社会保険資格喪失証明書	別館 1 階 153 番 保険年金課国民年金係 411-7121
配偶者の健康保険の被扶養家族であ った方が、横浜市国民健康保険に加入 する場合	国民健康保険資格取得届	<input type="checkbox"/> 健康保険資格喪失証明書 <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 本人確認資料*1	別館 1 階 151 番 保険年金課保険係 411-7124

※1 運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(写真付)、マイナンバーカード。その他については、お問い合わせください。

裏面に続く

お子さんがいる方が離婚した場合	手続	手続に必要なもの	担当窓口
離婚届を出しただけではお子さんの戸籍は変わりません。お子さんの戸籍の変更については、担当窓口にお尋ねください。			別館 1 階 107 番 戸籍課戸籍担当 411-7031
小児医療費助成を受けている子の保護者を変更する。または加入している健康保険を変更する。 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成を受ける場合を除く)	小児医療保護者変更届 小児医療加入保険変更届	<input type="checkbox"/> 小児医療証 <input type="checkbox"/> 新しい健康保険証	別館 1 階 152 番 保険年金課給付担当 411-7126
児童手当を受給する保護者を変更する	新たに受給者になる方による請求手続	<input type="checkbox"/> 請求者の印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の健康保険証の写し ※別途必要な書類を案内する場合があります	別館 3 階 304 番 こども家庭支援課 411-7112
特別児童扶養手当を受給する保護者を変更する	受給者を変更する場合は、新たに受給者となる方による請求手続が必要です(所得制限があります)	<input type="checkbox"/> 戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)※2 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し(本籍・続柄入り)※2 <input type="checkbox"/> 対象児童の療育手帳又は身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳(郵便局または銀行) <input type="checkbox"/> 請求者の印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 請求者の所得証明書※2	別館 3 階 301 番 高齢・障害支援課 411-7114
ひとり親家庭になった場合 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は20歳未満で政令に定める程度の障害のある児童を養育している父または母)	児童扶養手当の請求 (所得制限があります)	<input type="checkbox"/> 戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)※2 <input type="checkbox"/> 対象児童と請求者が含まれる世帯全員の住民票の写し(本籍・続柄入り)※2 <input type="checkbox"/> 請求者名義の銀行預金通帳 <input type="checkbox"/> 請求者の印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 所得証明書※2 ※家庭状況により、その他の書類が必要になる場合があります。	別館 3 階 301 番 こども家庭支援課 411-7113
	特別乗車券・JR 通勤定期割引の申請 (児童扶養手当認定後の手続)	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用) <input type="checkbox"/> 写真	別館 3 階 304 番 こども家庭支援課 411-7112
ひとり親家庭になった場合 (ひとり親家庭とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、20歳未満で政令に定める程度の障害のある児童又は20歳未満で高等学校等に在学中の児童を養育している父子家庭又は母子家庭のことをいいます。右の各行政サービスを受けるには保護者の所得制限があります)	ひとり親家庭等医療費助成の申請 (対象者には横浜市(親)福祉医療証が交付されます) 水道料金基本料金相当額減免申請書用紙をもらう	<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 (児童扶養手当が支給される家庭のみ) <input type="checkbox"/> 前々年分所得証明書 (申請月により、不要な場合もあります) <input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (児童扶養手当が支給されない家庭のみ) <input type="checkbox"/> 印鑑(朱肉使用)	別館 1 階 152 番 保険年金課給付担当 411-7126
	水道料金の詳細については水道局お客さまサービスセンター(847-6262)にお問い合わせください。		
	ひとり親医療費助成の対象となると、小児医療費助成の対象外になりますので、小児医療証をお持ちの場合は返却してください。 粗大ごみ処理手数料減免申請は、粗大ごみ受付センター(0570-200-530、IP 電話、PHS は 045-330-3953)にお問い合わせください。		
福祉保健に関することを相談したい	くらしのこと、子どものこと等について、ケースワーカーと保健師が総合的に相談に応じます。		別館 3 階 301 番 こども家庭支援課 411-7113
母子家庭等への「修学資金」などの貸付けを受けたい。	母子父子寡婦福祉資金	詳細はお問い合わせください。	

※2 写し及び証明書は無料交付が受けられます。各証明書発行窓口へお申し出ください。

被爆者健康手帳等・被爆者援護費支給決定通知書・被爆者のこども健康診断受診者証を持っている方は、直接、本館 3 階 308 番健康づくり係(411-7138)にお問い合わせください。

## ☆ 区役所以外の主な手続 ☆

○ 国民年金・国民健康保険以外の社会保険関係(氏名・住所変更、扶養関係、厚生年金・共済年金の離婚分割等)については、勤務先や年金事務所または全国健康保険協会の各都道府県支部にお問い合わせください。

○ 氏名変更・住所変更した場合

項目	主な問い合わせ先
公共料金(電気・ガス・水道等)	各事業者の営業所など
電話(NTT、市外電話サービス)	最寄りの電話局、市外電話サービス業者
NHK 受信契約	0570-077-077(ナビダイヤル)
クレジットカード	クレジット会社
生命保険	各生命保険会社
簡易保険	東京簡易保険事務センター
不動産	地方法務局(神奈川区は神奈川出張所)

項目	主な問い合わせ先
預貯金	預入金融機関
株式	会社、信託銀行、証券会社等
パスポート	パスポートセンター(045-222-0022)
運転免許証	最寄りの警察署(神奈川区は神奈川警察署 441-0110)
自動車	陸運支局事務所(普通自動車、125cc 超二輪車)、軽自動車協会(軽自動車)、自動車保険は保険会社

◎手続の際に、住民票の写し、戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)などが必要になる場合があります。提出先に「誰」の「どんな証明」が必要かを確認の上、証明書を請求されるようにお願いします。

▶ 代表的な項目について掲載しています。必要な手続は各々違いますので、各窓口にお問い合わせください。